

はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行や経済のグローバル化などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えており、多くの地方都市では、今後急速な人口減少が見込まれています。このため、今後のまちづくりにあたっては、住民に身近な地域に都市機能を集約した利便性の高い都市構造の構築や、持続可能な都市経営が必要となっています。

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備・改善と宅地の利用増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の形成を図る総合的な面的手法として、明治時代から市街地整備に大きな実績を上げているところです。その整備状況を見ると、平成27年度末で全国において約37万haが整備されてきており、本県においても、平成29年度末で43市町村のうち21市町で事業を実施してきており、面積にして約5,600haが整備済または整備中となっています。これは、県内の都市計画区域のうち、用途地域の指定がなされている面積の約24%にあたります。

一方、土地区画整理事業は、地域住民の大切な財産である土地を扱うことから、住民の方々のご協力がなければ事業は成り立ちません。

今後とも、土地区画整理事業の必要性と有用性について、地域住民の方々に広く理解を得て事業を推進していくかなければならないと考えています。

本誌は、土地区画整理事業について一層のご理解をいただくため、本県の現状をとりまとめたものであり、これからまちづくりを進めるうえで参考になれば幸いです。